

信濃川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

信濃川水系においては、平成20年6月に「信濃川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「河川整備計画」という。）を平成26年1月に策定しました。

また、河川整備計画の策定後に大河津分水路改修の具体的な内容が定まったことから、平成27年1月に附図等の変更を行い、この河川整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、河川整備計画策定から5年が経過し、その事業が進捗してきたこと、近年の豪雨災害で明らかとなった課題への新たな施策の取組が進められている状況を踏まえ、河川整備計画の変更や各種施策の進捗等に関して学識経験を有する者から意見を聴くことを目的として「信濃川水系流域委員会」を設立するものです。